

カワサキ会計事務所だより

令和元年 10月号

発行所 カワサキ会計事務所
〒850-0918 長崎市大浦町7番22号コーポおおura3F
TEL (095)826-1718 FAX (095)826-1835
URL <http://www.kawasaki-kaikei.com>
発行人 税理士 川崎 清廣

10月の税務カレンダー

住民税普通徴収 第3期
国民健康保険 第5期



「給与」と「旅費」の線引きについて

給与所得とは、使用人や役員に支払う俸給や給料、賃金、歳費、賞与のほか、これらの性質を有するものをいいます。役員や使用人に支給する手当は、原則として給与所得となり、所得税が課税されます。

(残業手当、休日出勤手当、職務手当、家族手当、住宅手当等)

しかし、例外として、次のような手当は所得税が非課税となります。

- (1) 通勤手当のうち、一定金額以下のもの
- (2) 転勤や出張などのための旅費のうち、通常必要と認められるもの
- (3) 宿直や日直の手当のうち、一定金額以下のもの

(2)は一般的に出張旅費・日当を指します。旅費日当は出張中に発生した食費や少額の諸雑費の支払いを補填するための費用をいいます。社内のルールを定めた「旅費規程」に基づき、この旅費日当を支給することで所得税が非課税となります。

ただし、旅費日当として支給する際、通常必要と認められる金額を超えるものについては給与として課税されます。非課税とされる旅費の範囲は以下のように規定されています。

(所得税法基本通達9-3より)

法第9条第1項第4号の規定により非課税とされる金品は、同号に規定する旅行をした者に対して使用者等からその旅行に必要な運賃、宿泊料、移転料等の支出に充てるものとして支給される金品のうち、その旅行の目的、目的地、行路若しくは期間の長短、宿泊の要否、旅行者の職務内容及び地位等からみて、その旅行に通常必要とされる費用の支出に充てられると認められる範囲内の金品をいうのであるが、当該範囲内の金品に該当するかどうかの判定に当たっては、次に掲げる事項を勘案するものとする。

- (1) その支給額が、その支給をする使用者等の役員及び使用人の全てを通じて適正なバランスが保たれている基準によって計算されたものであるかどうか。
- (2) その支給額が、その支給をする使用者等と同業種、同規模の他の使用者等が一般的に支給している金額に照らして相当と認められるものであるかどうか。

「旅費規定」など不明な点がありましたら、当事務所にご相談ください。

< 関西電力と原発の町とのいびつな関係！ >

関西電力の役員らが高浜原子力発電所が立地する福井県高浜町の元助役(森山氏)から3.2億円もの金品を受け取っていた問題が発覚している。報道等によると、この問題は金沢国税局が昨年1月、関電の原発関連工事を多く請け負う同町の建設会社「吉田開発」の税務調査を行った際、森山氏が工事受注の手数料などとして約3億円を受け取っていたことが判明。同6月に関係先として自宅を調べたところ、金品を渡した相手の名前や金額などが書かれたメモが見つかったとのこと。関西電力では、昨年7月から9月に社内調査委員会を立ち上げて調べた結果役員ら20名が元助役から3.2億円もの金品を受領していたことが判明した。

ところが、関西電力は、これらの事実を公表せず、調査委員会は「不適切だが違法ではない」と判断したとのこと。関西電力の役員等は公務員ではないので、収賄罪の適用はできないようだ。しかし、公益企業として刑法に触れなければ、何をやってもいいのか？職業倫理について疑問を感じざるを得ない。